

防災上重要な農業用ため池を 鹿児島県知事が指定しました

決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を、鹿児島県知事が令和2年6月23日付けで「特定農業用ため池」に指定しました。

<指定基準>

- ① ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。
- ② ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000m³以上である。
- ③ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000m³以上である。
- ④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。

※ 「防災重点ため池」のうち、行政機関が所有する施設を除いたものが、法律による「特定農業用ため池」に指定されます。

特定農業用ため池として指定したため池

ため池名	ため池の場所	関係する振興会
米山溜池	垂水市海潟	源園・脇登

実際には、上記の特定農業用ため池以外にも、多くのため池があります。大雨や台風接近時は、テレビや防災ラジオ、インターネットから降雨状況や避難情報などを得て、危険と判断されるときには自主的に早めの避難をするように心がけてください。

Q 特定農業用ため池に指定されたため池はどうなりますか？

① ハザードマップ等を作成し、災害時の円滑な避難を図ります。

✓ 垂水市は、特定農業用ため池の決壊等に関する情報の伝達方法、避難場所や避難経路を記載したハザードマップ等を作成し、地域住民への周知に努めます。

② 垂水市による施設管理が可能となります。

✓ 所有者が不明で、適正に管理されなくなるおそれが高い施設について、鹿児島県知事の裁定を受けて、垂水市が施設管理権を取得し、ため池の維持管理に必要な措置をとることができるようになります。

制度の詳細は、鹿児島県又は垂水市にお問い合わせください。

問合せ先: 垂水市 農林課 林務耕地係 TEL 代表0994-32-1111(内線200,242)